

宮崎県立3病院医薬品調達に関するプロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院（以下「県立病院」という。）の医薬品調達について、医薬品メーカー（以下「メーカー」という。）ごとに薬品卸売事業者（以下「ディーラー」という。）を決定し、選定されたディーラーは、県立病院とメーカー単位で供給単価契約を締結する交渉権を得ることができる「1メーカー1ディーラー制」を導入するにあたり、透明性・公平性を確保し、かつパートナーとして求められる総合的な企業力（企業理念・企業姿勢等）、安定した供給体制、病院経営に対するコスト削減に協力的な姿勢等を有するディーラーを選定するための必要事項を定めるものである。

2 業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 内 容 | 宮崎県立3病院医薬品調達業務 |
| (2) 納 入 先 | 県立宮崎病院（宮崎県宮崎市北高松町5番30号）
県立延岡病院（宮崎県延岡市新小路2丁目1番地10号）
県立日南病院（宮崎県日南市木山1丁目9番5号） |
| (3) 納 入 期 間 | 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで |
| (4) 対象メーカー | 様式第5号「令和7年度宮崎県立3病院医薬品調達に関するプロポーザル提案書」記載の16社 |

3 企画提案競技に参加する者に必要な資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 医薬品の調達に必要な許可・免許等を有すること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、物品に関する業種で、営業種目が「H-薬品類」、種目が「H-01医薬品」である者。ただし、登載されていない者については、本件企画提案書を提出する日までに所定の手続を完了することとし、登載されたことが確認できる書面を提出すること。
- (4) 参加申込書の提出の日から受託予定者を選定するまでの間に、宮崎県から受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 宮崎県内に本店、支店又は営業所を有していること。
- (6) 一般病床500床以上の病院にて、業務実績があること。（令和7年1月末時点において契約継続中であること。）
- (7) VAN発注システム（HATTANZ-R0）が利用できること。
- (8) 3病院全てに同一価格で、病院が指定した日時までに納入が行えること。（定期発注時：原則、翌日の納入が可能であること。）
- (9) 原則、3病院全てに休日夜間を含む緊急時の対応ができ、契約期間中、安定供給が可能であること。また、安定供給のために在庫の確保等の努力をすること。（至急依頼時：原則、宮崎病院は1時間以内、延岡病院及び日南病院は2時間以内に納入できること。）

- (10) 各病院と各卸支店や各卸営業所で在庫の取り決めを行うなど、期限切れによるリスク回避に向けて、協力が行えること。
- (11) 医薬品に関する流通上・品質上の情報提供が行えること。

4 スケジュール

公告	令和7年2月17日(月)
参加申込書提出期限	令和7年2月25日(火)午後5時必着
質問受付締切	
参加資格審査結果通知	令和7年2月27日(木)までに通知・回答
質問回答	
提案書提出期限	令和7年3月5日(水)午後5時必着
プレゼンテーション	令和7年3月7日(金)
選定結果の通知	令和7年3月14日(金)予定
見積依頼	令和7年3月14日(金)予定
契約書の締結	令和7年4月1日(火)予定

5 関係書類の交付

(1) 交付書類

- ①宮崎県立3病院薬品調達に関するプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）
- ②宮崎県立3病院薬品調達に関するプロポーザル様式集
- ③審査基準表（別表）

(2) 交付期間

令和7年2月17日（月）から令和7年2月25日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の日の午前9時から午後5時まで

(3) 交付方法

本実施要領の5の(4)交付場所で交付するほか、宮崎県病院局ホームページに掲載する。

【宮崎県病院局ホームページアドレス】

<https://www.pref.miyazaki.lg.jp/byouinkyoku/kense/chotatsu/nyusatsu/index.html>

(4) 交付場所

「13 問合せ先」の場所

6 企画提案競技への参加申込について

(1) 提出書類

- ①参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第1－1号）
- ②提案者概要（様式第1－2号）
- ③誓約書（様式第1－3号）
- ④委任状（様式第1－4号）※支店長等代表権を有しない者が申請する場合のみ必要

(2) 提出期限 令和7年2月25日（火）午後5時必着

(3) 提出先 「13 問合せ先」

(4) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は、申込者に属するものとし、提出期限内の提出がなかったものとみなす。）とする。期限までに提出のない場合は、不参加とみなす。

(5) 資格審査結果の通知

令和7年2月27日（木）までに書面で通知する。

7 質問受付

企画提案競技に関する質問は、次により行うこと。

なお、企画提案競技に関する説明会は実施しない。

- (1) 受付期限 令和7年2月25日（火）午後5時必着
- (2) 提出先 「13 問合せ先」
- (3) 質問方法 質問書（様式第2号）により電子メールで行うこと
- (4) 回答方法

回答は、軽微なものを除き、令和7年2月27日（木）までに全ての参加資格認定者宛て電子メールで送付する。ただし、質問者名は、非公表とする。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

①提案書（様式第4号～第6－2号、プレゼンテーション資料）

- ・提案書等の提出は、1ディーラーにつき1件とする。
- ・提出部数は、10部とする。（正本1部、副本9部。データ1部）
- ・審査基準表（別表）の内容が分かる資料とすること。
- ・様式第5号の作成にあたっては、別途配布する令和6年度上期実績に係る取引データに基づき、令和7年度目標値引率を見積もること。
- ・提出された提案書等以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- ・提出された提案書等に疑義が生じた場合は、審査委員が提案者に対して質問する場合がある。
- ・なお、提出後、資料について病院局から別途再提出等の指示があった場合には、その指示に従うこと。

(2) 提出期限 令和7年3月5日（水）午後5時必着

(3) 提出先 「13 問合せ先」

(4) 提出方法

持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後5時必着（未着の場合の責任は、申込者に属するものとし、提出期限内に提出がなかったものとみなす。）とする。

9 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

受理した提案書を基にプレゼンテーション補足と合わせて総合的に審査することとし、審査

基準表（別表）に基づき、別途定める選定委員会に諮り、メーカーごとに優先交渉権者 1 者を選定する。

なお、選定された者が辞退した場合又は欠格事由があった場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(2) 評価事項

選定委員会において評価する事項及び配点は、審査基準表（別表）のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

審査結果は、全ての企画提案者に書面で通知する。

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者の参加資格を欠格とし、書面で通知するものとする。

- (1) 本企画提案競技の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 企画提案書を期限までに提出しないとき。
- (3) 企画提案書の内容が公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- (4) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (5) 他の参加者と提案内容又はその意思について相談を行うこと。
- (6) 他の参加者に対して、提案内容又はその意思について意図的に開示を求めること。
- (7) 虚偽記載その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行ったとき。
- (8) (1) から (7) までに掲げるもののほか、本企画提案競技に関する条件に違反したとき。

11 契約について

(1) 契約方法

優先交渉権者と県とは、見積書を徴取した上で、随意契約を行う。

(2) 契約書

契約締結に当たっては、契約書を 2 部作成し、発注者及び受託者が双方各 1 部保有する。

なお、契約書の作成費用は、受託者負担とする。

12 その他

- (1) 企画提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (3) 企画提案書等の提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は、優先交渉権者の選定目的以外で、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、選定を行うために必要な範囲内においては複製する場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 提出された企画提案書等に含まれる著作物の著作権は、提案者に帰属する。
- (7) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

(8) 企画提案書の記載内容は、契約締結後も責任を持って行うこととする。

13 問合せ先

宮崎県病院局経営管理課 財務担当

〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎6階

TEL : 0985-26-7086

FAX : 0985-26-7341

Mail : keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp